

宮城県立精神医療センター訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人宮城県立病院機構が宮城県立精神医療センター内に設置する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションは、利用者に訪問看護を提供することにより、在宅及び地域における生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは、事業の運営にあたって、利用者に対し必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療並びに福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供にあたって、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称：宮城県立精神医療センター訪問看護ステーション ゆとり

(2) 所在地：宮城県名取市手倉田字山無番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：看護師もしくは保健師 1名
所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 職員：① 保健師、看護師は常勤換算 2.5 名以上（うち 1 名は常勤）配置する。
指定訪問看護の提供に当たる。
② 作業療法士は必要に応じて配置する。
看護師等と連携し訪問看護の範疇でリハビリテーションを提供する。

（営業日及び営業時間等）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後4時までとする。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し医療保険適用となる場合を除く。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市区町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) 日常生活に関する相談・支援
生活のリズム、買物、食事、清潔、掃除、公共料金などの支払い手続き
- (4) 病気や薬についての相談
病状の把握、服薬、外来受診、睡眠状態、食欲、生活の乱れ、病状悪化の早期発見
- (5) リハビリテーションに関すること
- (6) 対人関係の調整
家族、友人、職場、地域、病院などの対人関係の調整
- (7) 社会資源の活用
デイケア、障害福祉サービス事業所、障害年金、精神障害者保健福祉手帳の活用等
- (8) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

（支援の評価）

第10条 訪問看護開始・継続・終了に当っては利用者・家族・主治医・関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者と適宜ケア会議を設けることとする。が、頻回に入退院を繰り返す者（措置入院患者）・治療中断者・家族の中に支援を要するものが複数いる方など、より密な支援が必要と考えられる者についてはより積極的なケース検討を行うよう努めるものとする。

（緊急時における対応方法）

第11条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用料等）

第12条 ステーションは、基本利用料として健康保険法・老人保健法及び介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定めた料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

- (1) 医療保険
健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する
- (2) 介護保険
介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示

上の額の利用者負担割合を徴収する。但し、居宅サービス支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

（通常業務を実施する地域）

第13条 ステーションが通常業務を行う地域は、名取市、岩沼市、仙台市、白石市、多賀城市、角田市、柴田郡、刈田郡、亶理郡、伊具郡を対象とする。

（相談・苦情対応）

第14条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

（事故処理）

第15条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（感染対策）

第16条 病院の院内感染防止対策指針に準じて対応するとともに、訪問看護ステーションとして感染対策のための指針を策定し、適切な感染対策の取り組みを行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第17条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

（2）ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。

（3）ステーションにおいて、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施するものとする。3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの とする。

（その他運営についての留意事項）

第19条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために必要な研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は5年間、診療録は5年間保管とする）

(附則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年9月1日から改正する。

この規定は、令和5年4月1日から改正する。(虐待の防止のための措置に関する事項、感染対策に関する事項を追加 職員数の変更)

この規定は、令和6年4月1日から改正する。(業務継続計画の策定等追加)